

平成 24 年度

監 査 報 告 書 IV

(行政監査)

飯 田 市 監 査 委 員

24 飯監第 128 号
平成 25 年 3 月 15 日

飯田市長 牧 野 光 朗 様
飯田市議会議長 上 澤 義 一 様

飯田市監査委員 中 島 善 吉
飯田市監査委員 林 栄 一
飯田市監査委員 中 島 武津雄

監査結果の報告について

地方自治法第199条第2項の規定により実施した行政監査の結果を、同条第9項の規定により報告します。

なお、同条第12項の規定により、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

第1 監査のテーマ

財産の管理について

第2 監査の目的

公有財産の管理および運用については、地方財政法第8条に「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と定められている。

また、飯田市財務規則の第8章第1節に公有財産における基本的事項が定められている。これらの規則に沿った事務処理が行われ、適正に公有財産が管理されているかを検証し、公有財産にかかる適切な事務処理執行に資することを目的に実施した。

第3 監査の期間

平成24年12月3日から平成25年3月15日まで

第4 監査の対象

地方自治法第238条の公有財産の範囲及び分類中の不動産（土地・建物）に特化し、財務規則第207条から第210条に規定されている事務処理を対象とした。

第5 監査の方法

財産管理を行っている総務部財政課他関係部署に対し監査調書及び資料の提出を求め、その調書等を基に関係書類の閲覧と内容確認を行うとともに関係職員から状況を聴取した。なお、定期監査において財産に関する資料も求めていることから参照した。

第6 監査の着眼点

監査の実施に際し、次の事項を基本的な着眼点とした。

- (1) 「公有財産台帳」の整備状況と財産の管理体制状況（総務部長）
 - ア 行政財産と普通財産の区分は適切に行われているか。
 - イ 公有財産台帳等の記載は適切に行われているか。
- (2) 「公有財産整理簿」の整備と管理状況（財産管理者）
 - ア 所管する公有財産の異動状況を整理簿上に明確に記録されているか。
- (3) 「公有財産記録簿」の整備と管理状況（会計管理者）
- (4) 公有財産の異動処理の手順と事務執行状況（財産管理者、総務部長、会計管理者）
 - ア 公有財産の異動の場合の処理は適切に行なわれているか。
- (5) 公有財産の台帳価格の決定状況（総務部長）
 - ア 公有財産の評価額の算定は適切に行われているか。
 - イ 公有財産は3年毎に適切に評価・改定されているか。

第7 監査の結果

1 「公有財産台帳」の整備状況と財産の管理について（財政課）

(1) 公有財産台帳の整備状況について

ア 公有財産台帳について、飯田市財務規則（以下「規則」という。）第207条第1項において常に公有財産の状況を明らかにしておかなければならないとされているが、提出された公有財産台帳の記録の一部に欠落や不明瞭な表記が見受けられたので、明確で適切な記録に努め

られたい。

[措置状況]

現行の紙ベースの公有財産台帳を、財産管理システムによる管理に切り替えるよう当該システムの改修を行っている。システム改修は年度内の完了を目標にしているが、公有財産台帳データの正確性を確保するために、システム改修後に各所管課との確認作業を計画している。

- イ 公有財産台帳等については、規則第 207 条第 4 項において、登録すべき公有財産の区分及び種目並びに数量の単位を別に定めることになっており、これらについては整備中とのことであるので、明確に定められたい。

[措置状況]

平成24年12月26日付で「公有財産区分種目表」として策定した。

(2) 公有財産の管理について

公有財産の管理全般について、財産を保有する財産管理者に対して総括的な指導や監督が十分に行なわれていない状況にあったので、総括管理を行う部署として必要に応じて指導・監督を行われたい。

[措置状況]

現在行っている会計課主催の会計事務担当者研修会における財産管理の基本的な事務についての説明のほか、新たに所管課に対しその所管する公有財産について定期的な確認作業を求めるなど、必要な指導・監督を検討する。

2 「公有財産整理簿」の整備と管理状況について（各財産管理者）

公有財産整理簿について、規則第 207 条第 2 項に財産管理者が備え記録し、異動の状況を明らかにしておくことが定められており、事務局において一部の部署を対象に直近の 2 か年における異動処理及び公有財産整理簿等の管理状況を試査したところ、規則に定められた公有財産整理簿が整備されていない事例があったので、整備されたい。

[措置状況]

上記 1 の (1) のアの確認作業において、あわせて公有財産整理簿についても確認、指導を行うことを予定している。

3 「公有財産記録簿」の整備と管理状況について（会計課）

公有財産記録簿について、規則第 207 条第 3 項に定められた整備すべき状況については十分とは言えないので、公有財産記録簿を整備されたい。

[措置状況]

上記 1 の (1) のアの確認作業後に、公有財産記録簿の整備のために、公有財産台帳データを提供することを予定している。（財政課）

4 公有財産の異動処理の手順と事務執行状況について（財政課）

- (1) 公有財産の異動処理について、規則第 208 条で財産管理者は異動の都度、公有財産整理簿を整理し公有財産異動報告書により総務部長に報告しなければならないとされ、また、総務部長は公有財産異動報告書の提出があったときは、速やかに公有財産台帳を整理するとともに、公有財産異動通知書により会計管理者に通知し、会計管理者にあつては異動の増減について公有財産記録簿に記録するとされている。これら一連の事務処理の漏れや報告等が滞ることがなく

効率的に事務処理が行える手順等について指導監督を徹底されたい。

[措置状況]

上記1の(2)に同じ。

(2) 普通財産の処分並びに貸付について、現在検討中である普通財産の処分並びに貸付に関する「事務処理要綱」については、早急に整備されたい。

[措置状況]

「飯田市普通財産の処分並びに貸付等に関する事務取扱要綱」として策定し、現在、文書法規課において内容の精査を行っている。

5 公有財産の台帳価格の決定状況について（財政課）

台帳価格の改定については、規則第210条により3年ごとの改定が定められており、評価方法も含め規則に沿って改定処理を行われたい。

[措置状況]

独自に評価を行うことが難しいので、財政課財政係管理の財務4表に係るデータを活用することを基本に、その改定方法について検討をする。

6 まとめ

公有財産の管理及び運用については地方財政法第8条に「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と定められ、その他、地方自治法、同施行令及び飯田市財務規則のそれぞれに公有財産の管理及び運用方法等が明記されている。

従って、公有財産の管理事務にあたっては、常に各財産の実態を正確に把握し、適正に管理されているべきものであり、その管理体制や管理方法を整えておく必要がある。

特に、公有財産台帳は、財産管理の基礎となる。これが正確かつ適切に記録し整理されていることが、有効な財産活用の基となるものであることから、管理のあり方について、必要に応じ効率的な管理が行えるような仕組み（財産管理システム等）を早期に整備されたい。また、公有財産台帳には、必要な図面類等を付すこととされている。これは、公有財産そのものと公有財産台帳との整合性を確保するものであることから、公有財産台帳と関連させ整理しておくことが重要となる。

公有財産について総括管理を行うこととされている財政課にあっては、財産をより適正に管理（異動処理を含む）を行う方法や手順について整理し、確実な方法で管理運営が行われるように努めることは重要である。

規則第8章第1節には、公有財産の事務処理手順等が定められており、その条項について再確認され事務処理にあたられたい。また、公有財産台帳等の調製について、公有財産台帳を備えて記録する総務部長、公有財産整理簿を備えて異動の状況を管理する財産管理者及び公有財産記録簿を備えて記録をする会計管理者の三者による調製が定められている。このことは財産管理がいかに重要であるかを意としているものであり、各々に課せられた役割を認識され財産管理が行われることが望まれる。

公有財産には、今回の監査対象とした不動産以外にも地方自治法第238条第1項に定められている財産を保有していることから、これらも含め規則に沿って適正に管理されるように努められたい。

第8 関係法令等の抜粋

○地方自治法 (昭和22年4月17日) (法律第67号)

(財産の管理及び処分)

第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

- 2 第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。
- 3 普通地方公共団体の財産は、第二百三十八条の五第二項の規定の適用がある場合で議会の議決による時又は同条第三項の規定の適用がある場合でなければ、これを信託してはならない。

(公有財産の範囲及び分類)

第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの(基金に属するものを除く。)をいう。

- 一 不動産
 - 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
 - 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
 - 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
 - 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
 - 六 株式、社債(特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。)、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
 - 七 出資による権利
 - 八 財産の信託の受益権
- 2 (略)
 - 3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。
 - 4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

(公有財産に関する長の総合調整権)

第238条の2 普通地方公共団体の長は、公有財産の効率的運用を図るため必要があると認めるときは、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対し、公有財産の取得又は管理について、報告を求め、実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

- 2 普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、公有財産を取得し、又は行政財産の用途を変更し、若しくは第二百三十八条の四第二項若しくは第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による行政財産である土地の貸付け若しくはこれに対する地上権若しくは地役権の設定若しくは同条第七項の規定による行政財産の使用の許可で当該普通地方公共団体の長が指定するものをしてしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。
- 3 普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、その管理に属する行政財産の用途を廃止したときは、直ちにこれを当該普通地方公共団体の長に引き継がなければならない。

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であって当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。

二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合

四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。

六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。

5 前三項の場合においては、次条第四項及び第五項の規定を準用する。

6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、これを適用しない。

9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

(普通財産の管理及び処分)

- 第 238 条の 5** 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。
- 2 普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）は、当該普通地方公共団体を受益者として政令で定める信託の目的により、これを信託することができる。
 - 3 普通財産のうち国債その他の政令で定める有価証券（以下この項において「国債等」という。）は、当該普通地方公共団体を受益者として、指定金融機関その他の確実な金融機関に国債等その価額に相当する担保の提供を受けて貸し付ける方法により当該国債等を運用することを信託の目的とする場合に限り、信託することができる。
 - 4 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。
 - 5 前項の規定により契約を解除した場合においては、借受人は、これによって生じた損失につきその補償を求めることができる。
 - 6 普通地方公共団体の長が一定の用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定して普通財産を貸し付けた場合において、借受人が指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、当該普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。
 - 7 第四項及び第五項の規定は貸付け以外の方法により普通財産を使用させる場合に、前項の規定は普通財産を売り払い、又は譲与する場合に準用する。
 - 8 第四項から第六項までの規定は、普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）を信託する場合に準用する。
 - 9 第七項に定めるもののほか普通財産の売払いに関し必要な事項及び普通財産の交換に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

○地方財政法（昭和 23 年 7 月 7 日）（法律第 109 号）

（財産の管理及び運用）

第 8 条 地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。

○飯田市財務規則 昭和 56 年 3 月 31 日 規則第 7 号

（公有財産台帳等の調製）

- 第 207 条** 総務部長は、行政財産及び普通財産の分類に従い、公有財産台帳を備えて記録し、常に公有財産の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 財産管理者は、その所管に属する公有財産につき、公有財産整理簿を備えて記録し、異動の状況を明らかにしておかなければならない。
 - 3 会計管理者は、公有財産記録簿を備えて記録しなければならない。
 - 4 前 3 項の規定により公有財産台帳、公有財産整理簿及び公有財産記録簿に登録すべき公有財産の区分及び種目並びに数量の単位は、別に定めるところによる。
 - 5 公有財産台帳及び公有財産整理簿には、土地については公図の写、建物については平面図、法第 238 条第 1 項第 4 号（地上権、地役権、鉱業権）の権利については適当な図面を付しておかなければならない。

(公有財産の異動の報告)

第208条 財産管理者は、その所管に属する公有財産について異動があつたときは、その都度、公有財産整理簿を整理するとともに、公有財産異動報告書に関係図面を添えて、総務部長に報告しなければならない。

2 総務部長は、前項の規定による報告書の提出があつたときは、速やかに、公有財産台帳を整理するとともに、公有財産異動通知書により会計管理者に通知しなければならない。

3 会計管理者は、前項の規定による通知書の提出があつたときは、当該通知に係る公有財産の増減の記録を公有財産記録簿に記録しなければならない。

(台帳価格)

第209条 公有財産を新たに台帳に記載する場合において、その記載すべき価格は、購入に係るものは購入価額、寄附に係るものは受納時における評価額、収用に係るものは補償金額により、その他のものは次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 土地 類地の時価を考慮して算定した金額

(2) 建物、工作物又は船舶その他の動産 建築費又は製造費。ただし、建築費又は製造費によることが困難なものは、見積価額

(3) 立木竹 その材積に単価を乗じて算定した金額。ただし、庭木その他材積を基準として算定することが困難なものは、見積価額

(4) 法第238条第1項第4号又は第5号に掲げる権利 取得価額。ただし、取得価額によることが困難なものは、見積価額

(5) 法第238条第1項第6号に掲げる財産のうち株券 額面株式にあつては1株の金額。無額面株式にあつては発行価額。その他のものについては、額面金額

(6) 出資による権利 出資金額

(台帳価格の改定)

第210条 総務部長は、公有財産につき、3年ごとにその年の3月31日の現況においてこれを評価しその評価額により公有財産の台帳価格を改定しなければならない。ただし、市の企業に属するもの、法第238条第1項第6号及び第7号に掲げるもの、その他価格を改定することが適当でないものについては、この限りでない。